

契約書

依頼者(以下「甲」という)と代行者(以下「乙」という)はPCの自作に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条 目的の物品(以下「本物品」という)は、次の通りとする

- ①品名 依頼者希望のPC(詳細スペックは別用紙に記入する)
- ②個数 個

第2条 本物品の価格は見積書をもって決定する。

第3条 本物品は以下の通りに乙は甲に料金を請求するものとする。

- ①見積りのみの場合 料金を請求しないものとする
 - ②物品購入代理または購入時付き添いまでの場合 甲は乙の交通費を支給、また拘束時間により代金を乙に支給するものとする(拘束時間の代金は甲と乙の話し合いによって決定するものとする、詳細は請求書に記入する)
 - ③組立までの場合 甲は乙に上記金額と組立代金伍千円(技術料のみ)を支払うものとする
 - ④OSのインストールまでの場合 甲は乙に上記金額とインストール代伍千円支払うものとする
 - ⑤本物品完成後(ソフトインストール・回線の設定を乙に依頼する場合) 上記の金額及びソフトは1本につきインストール代千円・回線設定は弐千円を乙に支払うものとする。またソフトインストール時に発生する料金に関しては甲が全額負担するものとする
- *見積書は本物品の料金までとする。②～⑤において発生する料金は別に請求書を製作するものとする。

第4条 乙は納品後七日以内に本物品の検査をする

2 物品の受渡は、前項の検査をもって完了するものとする

第5条 代金の支払いにおいては以下の通りとする

- ①第3条の②において乙が甲の購入代理を行いその際発生する料金を乙が立て替えた場合、甲に借用書を要求するものとする
- ②前項並びに第3条の②～⑤までを行なった場合、後日請求書をもって料金を請求するものとする
- ③第3条の②～⑤までの場合も同様に後日請求書をもって料金を請求するものとする

第6条 甲が第5条の支払いに遅延したときは乙に対して遅延金を支払うものとする

第7条 本物品の所有権は本物品の料金の支払い完了で甲に移転する

第8条 本物品の引渡前に生じた物品の滅失又は毀損による損害は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とし、物品の引渡後に生じたこれらの損害は、乙の責に帰すべきものを除き、甲の負担とする

第9条 本物品の受渡後、隠れた瑕疵が発見された場合、甲は乙に対し、代品納入 若しくは代金減額又は代金返却を請求することができる。なお、当該瑕疵が本契約の 目的を達することができない程度のものである場合には、甲は契約を解除できる。

第10条 引渡し完了後の本物品の不具合、故障に関しては乙は一切の責任義務をもたない。

第11条 甲及び乙は、誠実にこの契約各条項を履行するものとし、この契約に定めのない事項の生じたとき、及びこの契約各事項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議解決するものとする。

第12条 前条の協議にもかかわらず生じた本契約に関する紛争については、甲の住 所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙は記名捺印のうえ、それぞれ 一通を保管する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 住所

氏名 (印)

(乙) 住所

氏名 (印)